

新潟市露店市場管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第61号

新潟市露店市場管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市露店市場管理条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市露店市場管理条例施行規則（昭和25年新潟市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「新潟市収入役」を「新潟市会計管理者」に、「→収入役」を「→会計管理者」に改める。

(新潟市産業振興センター条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市産業振興センター条例施行規則（昭和62年新潟市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市役所本庁舎附属駐車場管理規則の一部改正)

第3条 新潟市役所本庁舎附属駐車場管理規則（昭和63年新潟市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第16条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市民プラザ条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市民プラザ条例施行規則（平成5年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟市自転車等駐車場条例施行規則（平成5年新潟市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市天寿園条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟市天寿園条例施行規則（平成7年新潟市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部改正)

第7条 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項、第29条並びに第30条第1項第2号及び第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式第19号中「新潟市収入役」を「新潟市会計管理者」に、「→収入役」を「→会計管理者」に改める。

(新潟市民芸術文化会館条例施行規則の一部改正)

第8条 新潟市民芸術文化会館条例施行規則（平成10年新潟市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第19条及び第20条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市海辺の森条例施行規則の一部改正)

第9条 新潟市海辺の森条例施行規則（平成10年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第18条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別記様式第17号中「新潟市収入役様」を「（あて先）新潟市会計管理者」に、「→収入役」を「→会計管理者」に改める。

(新潟市音楽文化会館条例施行規則の一部改正)

第10条 新潟市音楽文化会館条例施行規則（平成10年新潟市規則第36号）の一部を

次のように改正する。

第19条及び第20条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市西堀地下駐車場条例施行規則の一部改正)

第11条 新潟市西堀地下駐車場条例施行規則（平成13年新潟市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第12条 新潟市生涯学習センター条例施行規則（平成16年新潟市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市公民館使用料徴収規則の一部改正)

第13条 新潟市公民館使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市西川学習館使用料徴収規則の一部改正)

第14条 新潟市西川学習館使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則の一部改正)

第15条 新潟市西川多目的ホール使用料徴収規則（平成17年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条第1項第2号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市岩室健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第16条 新潟市岩室健康増進センター条例施行規則（平成17年新潟市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市小須戸地区ふれあい会館条例施行規則の一部改正)

第 17 条 新潟市小須戸地区ふれあい会館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条及び第 19 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市新津本町二番館条例施行規則の一部改正)

第 18 条 新潟市新津本町二番館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条及び第 17 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市老人福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 19 条 新潟市老人福祉センター条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条及び第 18 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市岩室温泉伝統文化伝承保存館条例施行規則の一部改正)

第 20 条 新潟市岩室温泉伝統文化伝承保存館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条及び第 17 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市白根産業厚生会館条例施行規則の一部改正)

第 21 条 新潟市白根産業厚生会館条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条及び第 18 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例施行規則の一部改正)

第 22 条 新潟市新津地区勤労青少年ホーム条例施行規則（平成 17 年新潟市規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条及び第 18 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市勤労者福祉施設条例施行規則の一部改正)

第 2 3 条 新潟市勤労者福祉施設条例施行規則（平成 1 7 年新潟市規則第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条及び第 1 8 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則の一部改正)

第 2 4 条 新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則（平成 1 7 年新潟市規則第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条及び第 1 6 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則の一部改正)

第 2 5 条 旧日本銀行新潟支店長役宅条例施行規則（平成 1 7 年新潟市規則第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条及び第 1 8 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟市ほたるの里交流館条例施行規則の一部改正)

第 2 6 条 新潟市ほたるの里交流館条例施行規則（平成 1 8 年新潟市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条及び第 1 7 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 2 7 条 新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成 1 8 年新潟市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条及び第 1 8 条第 1 項第 2 号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。